

# 令和7年度 福島市立平田小学校 いじめ防止基本方針

## 1 ねらい

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、福島市いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものである。

いじめは、禁止されている行為である。いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解・共通実践するとともに、学校や家庭、地域、関係機関が一層の連携を深めながらいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止に関する基本理念や基本方針、さらにはそれらを踏まえた具体的な対応策を示す。

## 2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在である。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要がある。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組む。

- (1) いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにする。
- (3) いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、市民等及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

## 3 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。（いじめ防止対策推進法 第2条第1号）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場にたつことが必要である。

（平成25年度 文部科学大臣「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

以上の考え方のもと、本校においてはすべての職員が「いじめは現に起きている」「いじめ問題にまったくかかわりのない児童はない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。本校は、これらの基本姿勢のもと組織的な対応に心がける。

いじめ防止に対する基本姿勢として、以下の5つをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動をする。
- ③ いじめの早期発見のために、組織力を生かし様々な手立てを講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内はもちろん、地区民や各種団体、専門家と協力してあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携協力し、事後指導にあたる。

## 4 いじめの防止等の対策のための校内組織

### (1) 校内の組織

#### ① 生徒指導協議会

全教職員で児童の現状や指導についての情報交換、及び共通実践事項についての話し合いを行う。

#### ② いじめ防止対策委員会

- ・ いじめ防止に関する措置を実効あるものにするため、及びいじめ問題発生時の対応に当たるために、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、その他当該事案に対して校長が必要とする者によるいじめ防止対策委員会を設置する。毎学期はじめに1回、年間3回のほか、必要に応じて開催する。
- ・ いじめ問題発生時には、いじめ事案の具体的な内容や背景の調査、把握と具体的な対応策の検討、対応を行う。
- ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行う。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

状況によっては地域関係機関と連携した組織「いじめ問題検討委員会」を開催し敏速な対応を行う。参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、小田区長、山田区長、児童民生委員

## 5 学校いじめ防止年間指導計画

### (1) 生徒指導協議会

○ 定期的に開催する。職員会議と合わせて開催する。

### (2) いじめ防止対策委員会

○ 毎学期始め1回開催する。年間3回全職員により実施。必要に応じて適宜開催。  
(4月2日、8月22日、1月8日)

○ いじめアンケートを実施する。年間3回(6月、11月、2月)

### (3) いじめ問題検討委員会

○ 適宜開催

### (4) いじめ問題に関する研修

○ 「いじめ対応のシミュレーション」の実施(年間1回)

○ 「いじめ対応セルフチェックシート」の実施(いじめ防止対策委員会開催時 年間3回)

## 6 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかる・できる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がしっかりと持てるように、教育活動全体を通じて指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、傍観者としていじめに加担していることを指導する。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

学校の教育活動全体を通して、児童の人権意識を高め、いじめに対して「おかしい」「やめて」「許さない」等の態度をとる児童を育てる。

### (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動をする。

#### ① 授業を通して

授業では、自分の考えを堂々と述べるなど、自信を持って学習できるようにする。友だちの間違いや失敗を笑ったり、冷やかしたりする態度を見逃さず指導し、安心して自分を出し合える信頼関係をつくる。

#### ② 道徳科の授業や特別活動を通して

互いの考え方の違いを認め、相手の苦しみや痛みがわかる共感的人間関係をつくる。(思いやりや友情、協力、寛容、偏見や差別をしない、公正公平等)

学級集団での協力的な活動で、一つのことを成し遂げたり、かかわっていく中で互いのよさを見つけたりさせながら、思いやりの心と役割意識、責任感を育むとともに、集団の成長を促す。

③ 帰りの会など学級の時間を通して

帰りの会で一日を振り返り、がんばっていた友だちを発表し、全員で称賛する。互いに認め合う雰囲気を醸成する。

④ 生徒指導・教育相談などを通して

教職員によるきめ細かな観察、面談、情報交換と併せて、教育相談アンケート（いじめに関する児童アンケート）を年間3回実施し、いじめ防止と早期発見に全校体制である。

## 7 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

### (1) いじめの早期発見のために、組織力を生かし様々な手立てを講じる。

① 「すべての職員がすべての児童の担任である」という全校T・Tという意識を持ち、いじめは現に起きているという基本認識のもと児童の様子を見守り、日常的な看護を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことを大切にする。

② おかしいと感じた児童がいる場合にはいじめを軽視したり隠したりすることなく、すぐに職員室の話題とし、生徒指導委員会等の場においてより多くの教職員から情報を集め、実態を正しくとらえるように心がける。

③ 心身の苦痛を感じていると思われる児童がいた場合は、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、隨時、あるいは教育相談期間などで当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④ 年間3回の教育相談アンケートや、その他学校生活に関するアンケートから、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ見逃しの学校づくりを目指す。

⑤ 実践的な態度を養う道徳教育の推進を図り、心の教育をすすめる。

### (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込みず、校長以下すべての職員（「いじめ防止対策委員会」）で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童のみの安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては事実を確認した上で適切に指導にあたる。その上で、いじめが確認された場合には、「いじめ防止対策委員会」でいじめを認知し、市教育委員会に報告する。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。

④ 学校内だけでなく地区民や各種団体、専門家と協力して解決にあたる。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、担任だけでなく養護教諭、管理職などがケアにあたる。

⑥ いじめられている児童はもちろん、いじめている側の児童についても、児童の心身の健康にかかわる養護教諭・スクールカウンセラー（ハートサポート相談員）・スクールソーシャルワーカーが内面理解に基づいた働きかけを積極的に行うとともに、児童にとって相談しやすい環境を整える。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に伝える。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、関係機関の電話相談窓口等のいじめ問題相談機関の利用も検討する。

③ 市教育委員会・市総合教育センター等との連絡・相談を密にするとともに、細やかな配慮のもと当該児童及び保護者への対応を遺漏なく進める。

④ 児童の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

## 8 いじめ解消の判断と事後の支援

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点について共通理解が必要である。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童等の観察、心のケア等を行う。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

### 1 いじめに係る行為が解消している。

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること

### 2 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

- 解消後、またいじめが起こってしまわないように卒業するまで注意深く見守る。
- 進級、進学時の引き継ぎを確実に行う。

## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

#### 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いあると認めるとき。

#### 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

### (2) 重大事態の調査

重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合など
- 精神性の疾患を発症した場合など
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。  
(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

- その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

### (3) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合は、7日以内に市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 市教育委員会は、重大事態の調査を行う調査主体を選択する。
  - ア 福島市いじめ重大事態「調査委員会」  
(構成：学識経験者、法律、心理、福祉等専門的な知識及び経験を有するもの)
  - イ 教育委員会事務局に設ける組織「重大事態調査チーム」  
(構成：教育委員会指導主事等、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
  - ウ 学校に設ける組織「不登校重大事態調査チーム」  
(構成：いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の特性に応じた適切な外部人材)
- ③ 「ウ 学校に設ける組織」の役割は以下のとおりとする。
  - ・ 取り扱う重大事態は、不登校重大事態とする。
  - ・ 不登校重大事態に係る調査は、主としていじめ解消と対象児童等の学校復帰の支援につなげることを目的とするものである。校内の日常の様子や教職員・児童等の状況を確実に調査する。
  - ・ 不登校重大事態に係る調査は、いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の特性に応じた適切な外部人材を加えて調査する。

## 10 学校いじめ防止に関する評価と改善

- (1) 学校評価調査（年間2回実施）において、本校のいじめ防止対応についての評価項目を位置づけ、児童、保護者及び教職員からの評価を得て、結果を公表する。
- (2) 学校評議員会（年間2回実施）において、本校のいじめ防止対応について説明し、評議員から本校での取組等に対する意見を得る。
- (3) 本校のいじめ防止対応に対する、児童、保護者及び学校評議員等からの評価を考察・検討し、改善策等を教育課程や学校経営・運営ビジョンに反映させる。